



2015年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社りそなホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役社長 東 和 浩
(コード番号 8308 東証一部)

早期健全化法優先株式の一括繰上返済 および取得枠設定について

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、以下のとおり、2015年6月19日に開催を予定しております定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく優先株式(丙種優先株式および己種優先株式。以下、これらを総称して「早期健全化法優先株式」といいます。)の返済方法を、特別優先配当金の支払いにより5年間分割して返済する方法から、本定時株主総会后、当社が早期健全化法優先株式の全てを取得することにより一括して繰上返済する方法に変更することについて付議すること(以下、当該付議された議案を「本議案」といいます。)を決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、本定時株主総会において本議案が承認可決されることを条件として、会社法459条1項の規定による当社定款53条の定めに基づき、以下のとおり、早期健全化法優先株式の取得を行うことを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、取得した早期健全化法優先株式については、取得後直ちに消却を行う予定です。

記

1. 早期健全化法優先株式の一括繰上返済

(1) 早期健全化法優先株式の繰上返済の理由

当社は、2013年6月に開催した定時株主総会および各種株主総会において、早期健全化法優先株式に基づく公的資金の分割返済を可能とするための定款変更について、株主の皆様からご承認を頂いておりました。具体的には、残存する早期健全化法優先株式1,600億円(注入額ベース)について、当該株式の一斉取得日(普通株式への一斉転換日)を2018年3月期に係る定

時株主総会の開催日の翌日まで延長した上で、かかる期間内において、その他資本剰余金を原資とする特別優先配当により、毎年総額 320 億円の分割返済を実施することについてご承認を頂きました。そして、当社は、かかる特別優先配当により、本日までに、合計 320 億円の返済を実施しており、また、2015 年 6 月 4 日にさらに合計 320 億円の返済を実施する予定です。この結果、早期健全化法優先株式に係る要返済額は、当初注入額(1,600 億円)から特別優先配当金の支払総額(640 億円)を控除した 960 億円となる見込みです。

今般、当社の足元の業績が堅調であること等を踏まえ、本取締役会にて、下記 2 のとおり、本定時株主総会において本議案が承認可決されることを条件として、下記(3)記載の条件に基づいて、早期健全化法優先株式の取得を決定し、本定時株主総会の後に関係当局に対して公的資金の返済の申請をしたいと考えております。

当社は、2015 年 2 月より、今後の資本政策を含む新たな中期経営計画としての「経営の健全化のための計画」(以下「新経営健全化計画」といいます。)を開始しており、同計画においては、本定時株主総会後の公的資金完済を想定した上で、リテールNo.1 の実現に向けて中長期的な成長への決意とその方向性をお示ししております。したがって、公的資金の完済は、新経営健全化計画に沿って当社の安定成長を確保する観点を踏まえれば、十分意義のある資本政策であると考えております。

また、公的資金完済後、社債型優先株式の一部(第 4 種優先株式 630 億円)の取得を予定しており、当該社債型優先株式に係る優先配当の減少を通じて、普通株式の株主価値の向上が見込まれております。そして、新経営健全化計画においては、残る社債型優先株式 1,750 億円につきましても、自己資本の質的向上の一環として、経営環境や財務状況等を踏まえつつ、中長期的な時間軸のなかで、その他利益剰余金の蓄積により、取得を検討していく方針であり、当該社債型優先株式の取得を実施した際には、普通配当の増額について検討していくことをお示ししており、予定していた公的資金の完済時期(2018 年 3 月期に係る定時株主総会の開催日の翌日まで)を 3 年前倒しにすることは、普通株式の株主価値の向上に繋がる資本政策であると考えております。

(2) 付議理由

上記 1 で記載しましたとおり、早期健全化法優先株式につきましては、株主の皆様にご承認頂きました特別優先配当金の支払いにより 2014 年 3 月期より 5 年間分割して返済する方法から、本定時株主総会后、当社が早期健全化法優先株式の全てを取得することにより一括して繰上返済する方法に変更することについて付議する予定であります。

かかる事情を勘案し、下記(3)記載の公的資金返済の条件に基づいて早期健全化法優先株式の取得に関する事項を決定し、関係当局に対して公的資金の返済を申請することにつき、株主の皆様のご意向を予め確認させていただくため、株主総会の特別決議をもって株主の皆様のご承認をお願いするものです。

(3) 公的資金返済(自己株式(早期健全化法優先株式)取得)の条件

- ① 取得する株式の種類
早期健全化法優先株式(丙種優先株式および己種優先株式)
- ② 取得する株式の総数
丙種優先株式 12,000,000 株、己種優先株式 8,000,000 株
- ③ 取得価額の総額
960 億円(うち、丙種優先株式：総額 360 億円、己種優先株式：総額 600 億円)

2. 丙種優先株式および己種優先株式の取得枠設定

当社は、本取締役会において、本定時株主総会において本議案の承認決議が得られることを条件として、会社法 459 条 1 項の規定による当社定款 53 条の定めに基づき、以下のとおり、丙種優先株式および己種優先株式の取得を行うこと(以下「本自己株式取得」といいます。)を決議いたしました。

(1) 取得対象株式の種類	丙種優先株式および己種優先株式
(2) 取得する株式の総数	丙種優先株式 12,000,000 株 己種優先株式 8,000,000 株
(3) 株式の取得価額	丙種優先株式：1 株につき金 3,000 円 00 銭 己種優先株式：1 株につき金 7,500 円 00 銭
(4) 株式の取得価額の総額	960 億円(うち、丙種優先株式：総額 360 億円、己種優先株式：総額 600 億円)
(5) 取得期間	2015 年 6 月 19 日から 1 年間

(注¹)取得する丙種優先株式および己種優先株式の総数は、これらの株式の発行済株式総数と同じ数です。

(注²)本自己株式取得は国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できたことを条件として実施します。

(注³)取得した丙種優先株式および己種優先株式については、取得後速やかに消却を行う予定です。

以上

<本件に関するお問合せ先>

りそなホールディングス コーポレートコミュニケーション部

(東京本社) TEL:03-6704-1630、(大阪本社) TEL:06-6264-5685、(埼玉分室) TEL:048-835-1524

(ご参考)

取得対象となる株式(丙種優先株式および己種優先株式)の内容

(1) 丙種優先株式

(1) 発行総額	600 億円
(2) 公的資金の要返済額(注 1)	480 億円
(3) 発行株式数(注 2)	12,000,000 株
(4) 現存株式数(注 2)	12,000,000 株
(5) 発行価額	5,000 円
(6) 配当金(年間)(注 3)	54.40 円
(7) 配当利回り	1.36%

(注¹)2015年5月12日現在。なお、2015年6月4日に特別優先配当の支払いにより120億円の返済を実施する予定です。

(注²)2005年8月2日を効力発生日として、発行済普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合しております。また、2009年1月4日を効力発生日として、発行済普通株式及び各種の優先株式の全てについて1株を100株に分割しております。

(注³)2015年3月31日を基準日とする優先配当金を記載しております。なお、定款第11条第1項に基づき、要返済額の減少に比例して優先配当金が減少しております。

(2) 己種優先株式

(1) 発行総額	1,000 億円
(2) 公的資金の要返済額(注 1)	800 億円
(3) 発行株式数(注 2)	8,000,000 株
(4) 現存株式数(注 2)	8,000,000 株
(5) 発行価額	12,500 円
(6) 配当金(年間)(注 3)	148.00 円
(7) 配当利回り	1.48%

(注¹)2015年5月12日現在。なお、2015年6月4日に特別優先配当の支払いにより200億円の返済を実施する予定です。

(注²)2005年8月2日を効力発生日として、発行済普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合しております。また、2009年1月4日を効力発生日として、発行済普通株式及び各種の優先株式の全てについて1株を100株に分割しております。

(注³)2015年3月31日を基準日とする優先配当金を記載しております。なお、定款第11条第1項に基づき、要返済額の減少に比例して優先配当金が減少しております。